

農産物検査法（昭和二十六年法律第百四十四号）第十七条第七項の規定によって、次のとおり登録検査機関の登録事項の変更の届出があった。

平成二十九年七月十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

尾道市農業協同組合			登録検査機関の名称	
追加	追加	抹消	変更内容	変更のあった農産物検査員
山崎 求	柴原 拓郎	橋高 宏幸	氏名	
尾道市御調町中原一五八	尾道市御調町大田七九一	世羅郡世羅町大字本郷七〇四番地一	住所	
もみ、玄米、小麦、大麦、はだか麦、大豆、そば	もみ、玄米、小麦、大麦、はだか麦、大豆、そば	もみ、玄米、小麦、大麦、はだか麦、大豆、そば	農産物検査を行う農産物の種類	
平成二九年五月二六日	平成二九年五月二六日	平成二九年五月二六日	変更年月日	